

道宣の庶民教化の基本的立場

佐 藤 達 玄

道宣は四分律行事鈔卷下の導俗化方篇において、世俗教化の基本的立場を示し、併せて在俗者の信仰生活の在り方を具体的にのべている。また智首律師の下で道宣と共に学んだ道世も、毘尼討要の道俗届寺章・受翻邪三皈章・受戒章・受八戒章・雜行訓誡章の五章において、道宣と同趣旨の内容をのべている。だが両者の記述内容の一致する部分と、そうでない部分、または道宣独自の発言を示す部分などからみて、道世のほうが智首律師の講義内容を正しく受けとめていることが知られる。道宣が導俗化方篇でのべている内容の多くは、南北朝より隋唐にかけて仏教界や一般社会の間で容認され、定着しつつあつた教団と庶民大衆との接点を、宗教儀礼を通じてのべたものである。それらを大別すると、(1)説法の儀式、(2)受戒法、(3)士女入寺法の三項から成つてゐる。道宣の意図するところは、インド的な戒律解釈の伝統的立場を逸脱しない範囲で、中国社会の慣習をとり入れ、かれらが納得して実践することのできる戒学を形成しようとするにあつたのであ

る。

[一] まず第一の在俗者に対する説法の儀式については、その内容を十四項目に分類して考察し、道俗の間における基本的な在り方を「財法二施」の立場からのべている。とくに末法という時代認識の思想が強く支配した当時にあつては、財法二施の相互扶助の在り方こそ必要であつて、それが釈尊以来の美しい伝統を生かすものであることを確信したのである。道宣は末法下における教団の実状をつぶさに考察して、

澆末寡識寔多、明律知時人少。凡厥施化止出_二喉心_一、於_二彼正教_一都無_二詮述_一。所以事起_二非法_一、言成_二訛謬_一、反生_二不善_一。……妄解_二仏教_一、誹_二謗如来_一、作_二諸惡業_一、広生_二邪見_一。

とのべ、当時の出家者たちの仏教々学に対する無知と、それから生ずる邪見とが原因して、種々の破戒行為が公然と行われていたことを指摘した。その一例として八不淨物の受畜に狂奔した破戒比丘を口を極めて非難した。しかし戒律には元々「隨方毘尼」の適用が認められるが、八不淨物の受畜は中

国の初期仏教時代から、教団の威信にかかわる問題として回避すること努めてきたのである。

さて、法施活動の重要性を力説した道宣は、在俗信者に説法する場合の注意事項を四分律に範を求めて、次のような諸点をあげている。

- (1) 聴_レ説_二契經及分別義_一、不_レ得_二具説_二文句_一。
- (2) 不_レ得_二比丘同一高座説法_一。
- (3) 或共相諍、或説_レ義互求_二長短_一、或共相逼切、或二人同声合唄及歌詠声説_レ法等。
- (4) 若説_レ法人少、応次第請説、下至_二一偈_一諸惡莫作等。
- (5) 夜集説法、座高卑無_レ在。

右の諸項目はインド以来の法施活動の基本的立場を継承していることを示したものであつて、道宣がのべている説法の形式や要領は、すでに唐代に盛行していた「俗講」の形式を取入れたものである。俗講の形式はすでに道安の時代より十誦律に基づいて行われていた講經儀式の順序次第を、整理し、固定化したものであつて、唐代ではそれが一般的形式として依用されていたのである。

この庶民教化の場としての俗講は、寺院以外に南北朝ころから存在した邑会・義邑の系統を引く仏教信仰団体の結社を対象に行われたものである。その結社は華嚴經とか法華經など、特定の經典を説誦することを目的とした修養団体であり、

齋会ともよんでいる。高僧伝には、法華經の説誦を中心とした普賢齋、仁王經を中心とした仁王齋、華嚴經を中心とした華嚴齋などについてのべているが、これらの齋会を通じて化俗法師や遊化僧が、庶民大衆の信仰を喚起せしめ、皈依三宝や受戒の功德を説いていたものと思われる。道宣は俗講の在り方について、三千威儀經や毘尼母經を依用し、参集した聴衆の教養の程度を付度して、説法の内容を選定すべきであるとして、

説法比丘應籌_二量大衆_一。応説_レ何法而得_レ受_レ解。

と考察し、深法（出世間法）を聞いて理解することのできる者には、五分法身（戒・定・慧・解脱・解脱知見）・十二因縁・涅槃等を説き、浅法（世間法）を樂う者には持戒・布施・生天等の論を説いて貪心を除くと共に、自らも輕心ならず、大衆の心を輕んぜず、慈心・喜心・利益心・不動心を得せしめるように説法すべきであるといつてゐる。また大衆のために厭患の法・遠離の法身の苦・空・無常・無我・不淨を觀する等の仏教の基本的教説について説くべきであると主張し、或はまた十二部經の内容を次第して説く場合も、大衆が理解できずに疲厭を生ずる恐れのある時には、經中の要言妙辭を引いて直ちにその意義を顯わすべきであると説いている。慧皎は高僧伝卷十三において説法教導の内容を四つに分類して、

(1) 如為_二出家五衆_一、則須_下切語_二無常_一、苦陳_中懺悔_上

(2) 如為_二君王長者_一、則須兼_三引俗典_一、綺綜成_レ辭。

(3) 如為_二悠悠凡庶_一、則須指_二事造形_一、直談_中聞見_上。

(4) 如為_二山民野処_一、則須_二近_三局言辭_一、陳_中斥罪目_上。

といつて、対機說法に一定の標準を示しているが、道宣は続高僧伝で唐京師法海寺の宝巖^①が、雜藏・百譬異相・聯璧・觀公の導文・王孺の懺法・梁高・沈約・徐・庾を始めとして、晉・宋等の數十家の文を使用していたことを伝えているし、この外に種々の変文や変相圖が用いられていたことは周知の通りである。

道宣はこれらの法施活動も雜阿含經が示すように、一法師で六十人位の在家菩薩を対象に教誡說法することが適當であろうといつて、教化の浸透する員数をおさえている。また毘尼母經によつて、在家人のために師となつて教化する場合、為してはならない五事や、檀越のために尊重恭敬されるための心得、俗家に入る時の威儀、俗家で坐してはならない場合の九ヶ条、化俗法師として聚落に入る際の心得、或は十誦律の説く說法時の心得や、世俗の呪術をもつて教化しないことなど、多方面にわたる注意事項を細かく掲げている。

〔二〕 第二の明受戒法以後の解説については、道宣は所依の文献を明示していないが、劉宋（四二〇—四七九）以後の訳出といわれている郁伽長者經の説く在家菩薩の行法を大幅に取入れていることは明らかである。それは(1)三皈依・(2)堅住五

戒・(3)八齋戒・(4)入寺礼塔・(5)出家恭敬の五項目から成つており、道宣もこの順序で説明しているから関係があると思われる。

道宣はまず在俗者が自己の職業や生活を営む上で、止むなく犯さざるをえない殺生等の惡業に對しては、まず懺悔して心を淨化することを説き、涅槃經を引用して、

發_二露諸惡_一、從_二生死際_一所_レ作諸惡、悉皆發露至_二無至處_一。

という。懺悔滅罪して心が淨化されたならば、優婆塞としての自覺を得させるための儀式、すなわち形壽三寶に皈依することを表白せしめる作法を智度論によつて説明し、また薩婆多毘尼毘婆沙によつて、三皈こそ五戒・八戒・十戒を受ける際の基礎条件であるといつている。さらに天台智顗が大小尸羅の根本とまで重視した五戒に對して、道宣は智度論や優婆塞戒經によつて、五戒の分受を肯定する立場をとつたのである。この五戒分受の説はすでに僧祇律を始め、漢訳經典にみられる説でもあり、道宣は在俗者の多岐にわたる職業的立場と、分受でも受戒によつて戒体を發得せしめようとする道念から、五戒分受を認めたものと思われる。道宣の示す五戒の受戒作法は智度論によるものと思われるが、それとは若干異つた受戒文を掲げているから、それが何に基づいたものであるかは今後究明すべき課題である。

つきに道宣は雜阿含經や智度論などがふれている信仰、す

なわち後漢以来北シナで広く行われていた忌月信仰を取入れた三長齋月、及び五分律・十誦律・毘尼母經などがのべている六齋日について言及し、

年三月六常須持齋、用此功德廻施衆生、果成仏道。

といっている。三長齋月の修善を勧めた經典には、北魏大同で撰述された提謂波利經と、宋から南齊（四二〇—五〇二）にかけて成立したといわれる梵網經があることは周知のことである。提謂波利經は經錄では偽經とされているが、南齊の劉虬や天台智顗の教判論では人天教の地位を与えて高く評價しているし、道宣自身も提謂經を「意在通悟、而言多妄習」と批判しているけれど、提謂經の説く三長齋に肯て言及しているところを察すると、この宗教儀礼が南北シナの庶民の信仰生活の中に深く浸透していた事実を認めざるをえなかつたことが知られるのである。

六齋日は仏教信者の布薩日で、かれらが身心を清浄に保つて八齋戒を守り、善事を行なう精進日であることについて、道宣は智度論を引用して詳説している。智度論の説く内容は、中国でも抱朴子や淮南子にもみられるものであり、天神が人間の寿命を左右するというシナの信仰と結びつけた説話は、庶民を仏教信仰に導く上の好箇の教材であつた。

前述の五戒が尽形寿守るべきものであるのに対して、六齋日に守る八戒は一日一夜戒である。土橋教授がこの八齋戒に

ついて指摘しているように、觀普賢菩薩行法經・觀虛空藏菩薩經・觀仏三昧經・觀弥勒菩薩上生經等が、八戒の受持のことよりも、一日一夜大乘經典を受持誦誦し、或は八百遍陀羅尼を誦誦し、或は一日一夜の觀仏によつて波羅夷罪その他の諸惡事を消滅し、或は八戒・十善行を生天の因とみて、八戒の受持を平易な宗教行事に置きかえる手法で、拡大解釈する流れがあつたことが知られる。これらの所謂觀經類は四世紀初期から中国社会に歡迎されて、宗教儀礼や信仰上に強い影響力をもつていた經典である。こうした八齋戒の思想的背景を考慮して、道宣もこれが受持を強調したものと思われる。道宣は八齋戒の受持について薩婆多毘尼毘婆沙卷一に

受齋法必從他受。於何人迦受。五衆迦已受八戒……。

とある文に従つて、「應五衆迦受。不得俗迦」といつているが、平川博士は漢訳増一阿含經卷十六高幢品に注目し、「八齋戒は四部の衆から受ける」といつているから、信者から受けることも認めているわけである」と指摘している。このように受八齋戒は從他受が基本的なものであるが、道宣は薩婆多論によつて、

若從五衆受、必無人者但心念口言自皈三宝、我持八戒亦得。

といつて、大乘戒の受戒形式である從他・自誓の二受方法まで適用しようとする発展的解釈を与えているが、薩婆多論には自誓受を認める言葉は見当らないのである。さらに道宣は

「善生受^二八戒^一不得^レ多、唯独受^二」^レといて、優婆塞戒經が自誓受戒を認めたように説いているが、優婆塞戒經卷五には、如是戒（八戒）者、不得^二一時二人並受^一。何以故若^二一時中二人共受、何因緣故、一人毀犯一人堅持^一。

とあるように、八戒は「一時に二人並びに受くることをえず」とある文章を、道宣は「但だ独りして受けしむべし」と読み替えて、自己に都合のいい解釈をしているが、優婆塞戒經は明らかに從他受を説くものであつて、自誓受は認めていないのである。何れにしても優婆塞戒經の八戒齋品の記述にて明らかなように、八斎戒の受戒による功德が

除^二五逆罪^一、余一切罪皆滅……是人則得^二無量果報^一至^二無上樂^一。

ということであれば、現世の幸福を追求した中国人の受戒に対する魅力は絶大なものであり、かれらの受戒に対する関心を弥が上にも盛り立てたことが推察される。

さらに道宣は中国倫理の根本をなす孝道について言及し、仏教が中国仏教として展開するための突破口は、一に儒教的家族倫理との調和が必要であることを強調した。これについては五分律を引用し、

若人百年之中、右肩担^レ父、左肩担^レ母、於^レ上大小便利、極世珍奇衣服供養、猶^レ不能^レ報^二須臾之恩^一。從^レ今聽^二比丘尽^レ心供^二養父母^一、不者得^二重罪^一。

といつて、出家の身をもつて父母への肉体的外的な孝養を義

道宣の庶民教化の基本的立場（佐藤）

務づけている。しかし東晋時代から中国社会では、出家者の君親に対する礼敬が要求されているが、仏教徒が示した不拝の態度は一貫して変つていない。道宣の生存中でも「拝君親」の問題はやかましく論議された。すなわち太宗の貞觀五年（六三二）正月に「拝父母」の勅が出たが、二年後に撤回されているし、次の高宗の竜朔二年（六六二）に「拝君親」の勅が出されたが、この時も道宣等の反対にあつて遂に「拝父母」は停止せざるをえなかつた。こうした反対運動を展開した道宣が、なぜ行事鈔において「從^レ今聽^二比丘尽^レ心供^二養父母^一、不者得^二重罪^一」という逆の立場を示したのであろうか。その理由として考えられることは、拝君親に反対する立場は、中国出家教団の一貫して変らぬ基本的立場を示したものであるが、行事鈔での主張は、中国倫理の根幹をなす孝道思想を是認する民族感情の発露であつて、戒律に対する随方毘尼的解釈の適用と判断しても誤りではなからう。道宣はこの随方毘尼の立場をさらに拡大し、僧祇律に基づいて「若父母貧賤、將^二至寺中^一」といつて、父母を寺に引きとつて孝養をつくすことを促しており、その場合は

若父母貧苦、先受^二三皈五戒十善^一、然後施与

といつて、父母への孝養も必ず受戒が先行すること建前としているところに、梵網的な戒即孝の影響がみられるし、道宣当時の寺院が貧民救済の社会福祉事業に積極的であつた理

由の一端が窺われるのである。

父母に対する孝養を強調した道宣は、その他の家族たちの仏教入信を促す便法として、出家者が家族をよぶ場合に、俗名をよばずに優婆塞・優婆夷とよべと規定し、さらに「若父母死、自得興屍」といつて、孝の至りは父母の葬送に参与することであるとする、世俗倫理の延長がみられる。

〔三〕 第三の入寺法は道宣・道世ものべているように、これは西国の法であつて、受八斎戒と密接な関係の下に説かれたものである。在俗信者が八斎戒を受ける場合、自宅では他の家族成員と共同生活をする関係上、受戒者だけが八斎戒の規定を厳守することは、共同生活を乱すことになるため、受戒者は寺院へ行つて受戒しなければならない。道宣が俗人士女の入寺法を設けたのもこのためである。それによると受戒者は一日一夜、寺に止宿して八斎戒を受けるのであるが、この法は漢訳大乘經典の中、最古のものに数えられている般舟三昧經（一卷本）にも、「常持八閼斎、當於仏寺中」といつて、受八斎戒は仏寺で行なう宗教儀礼であつたことを伝えている。道宣もそれに従つて、

宣_下於_二八日・十四日・十五日_一、入_二塔寺_一供_二養比丘僧_一、受_中斎_上といつたのである。道宣がこの入寺法に注目した理由は、時代の要請として受け止めるべきで、

今末法中、善根淺薄、不_レ感_二聖人示導_一、僅知_レ有_レ寺而已、不_レ体_二

法意_一。都無_二敬重_一佛法超生因縁_一、供_二養福田_一而來入_レ寺也。多有_二人情_一來往、非法聚會。

という民衆の無道心ぶりを嘆いて、入寺法設定の必要なことを痛感したものと思われる。だが在俗信者が塔寺に入り、出家者の過失をみた場合でも、かれらの過失を指摘せず、

假使道人畜_レ妻挾_レ子、供養恭敬如_二舍利弗大目連等_一、莫_二生_一見過_二自作_一失_二善境_一之縁_上也。

と誠めているから、当時の教団が在家仏教として脱皮しようとする、過渡期的存在であつたことが知られるのである。

〔註〕

- (1) 大正藏五〇・七〇五中
- (2) 同上・四二八下
- (3) 印仏研二三卷二号「戒律の在俗性」
- (4) 平川「原始仏教の研究」四二二頁
- (5) 仏祖統紀卷三九、大正藏四九・三六四上
- (6) 全唐文卷十四